

関電3原発の火山灰層厚10cmは設置許可基準規則に不適合でバックフィット命令 しかし、法的根拠なしに裁量権で 「原発は止めない」「他の審査・検査は火山灰層厚10cmで継続」

原子力規制委員会は5月29日に、関電に対し、高浜・大飯・美浜原発の現行の火山灰層厚評価値10cmは過小で、「安全機能を損なわない基本設計ないし基本的設計方針を有するものである」といえないため、同項（設置許可基準規則第6条1項）への不適合が認められる」と断定した。そして6月19日の委員会で、12月27日までに設置変更許可申請を出すことを求めるバックフィット命令を発した。しかしその実態は、原発を止めないだけでなく、他の審査や定期検査等は火山灰層厚10cmで継続するとの「猶予期間」つきの決定だ。

▼規制委員会は、現状の3原発が基準規則を満たしていないと自ら認めながら、危険な運転を容認している。関西と首都圏の8団体は6月13日に、なぜ運転停止を求めないのかと質問書を出し、6月20日付で規制庁から回答があった（※1）。原発の停止については「大山火山は活火山ではなく、噴火が差し迫った状況にはなく、新知見に基づく降灰量の程度等を踏まえ、原子炉の停止は求めていません」としている。質問では「噴火が差し迫った状況にない」との判断について、科学的にどのように評価し、証明できるのかを具体的に示すよう求めていたが、「大山火山は、気象庁の定義する活火山には該当せず」というだけだった。さらに、「運用期間中に安全機能に影響を及ぼし得る火山事象」として大山生竹火山灰（DNP）を認定しておきながら、噴火が差し迫った状況にあるかないかの区別を、規則違反の措置のあり方に取り入れる法的根拠は何かと問うていた。しかし、これについては一切回答がなかった。（※1 規制庁の回答 <https://ux.nu/LgYOe>）

▼この回答と関係するのが、6月19日の規制委員会の議論だ（※2）。そこでは、法的根拠もなしに、規制委員会の裁量権で、原発の運転継続と3原発の他の審査・検査では「違法状態の火山灰層厚10cm」で下記のように実施すること等を決定した。

（※2 「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴うその他の審査・検査の取扱いについて 2019年6月19日 原子力規制委員会 <http://www.nsr.go.jp/data/000273836.pdf>）

- これまでは基準・規則が新しくなった場合にバックフィット命令を出したことはあり、猶予期間等については「新たな規制基準のいわゆるバックフィット命令の運用に関する基本的考え方」（2015年11月13日）を適用し、猶予期間を認めてきた。
- 今回は、DNPの「新知見」に基づくバックフィット命令で、「新知見」に基づく命令は初めてのこと。そのため猶予期間等の「経過措置規定に相当する明示的な定めを置く法令上の仕組みがない」ことを認めた上で、「継続的安全性向上を図るための技術的見地からは、猶予期間の有無及び内容等については、同様に考えるべき」として、上記の「基本的考え方」と同様に猶予期間を認めることを決めた。
- 具体的には、関電が火山灰に関する設置変更許可申請を出し、それが許可されるまでは、これまでの火山灰層厚10cmで審査・検査を継続する形で猶予期間を設ける。
- 許可後は、改造工事等が必要になれば、新たに猶予期間を設定し、他の審査・検査の取り扱いについては改めて決める、とした。

規制委員会は、原発を止めないことを最優先にしている。大阪地裁での国相手の裁判でも、自治体申入れ等でも、これら規制委員会の姿勢を厳しく批判し、原発の運転停止を求めている。